

(証券コード 1793)

平成22年6月10日

株 主 各 位

岡山市北区内山下1丁目1番13号

株式会社 大本組

代表取締役社長 大本 榮 一

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月28日（月曜日）午後5時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 岡山市北区内山下1丁目1番13号 当社本店 6階大会議室
3. 目 的 事 項
 - 報告事項
 1. 第73期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第73期連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<http://www.ohmoto.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

〔平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、政府の景気対策等により一部では持ち直しの動きも見られましたが、急激な円高やデフレの進行等が企業収益の回復に影を落とし、設備投資が低迷したほか、雇用環境の悪化や個人消費の抑制などから景気の先行き懸念が払拭できず、非常に厳しい経営環境が続きました。

当社グループの主たる事業領域である建設業界におきましては、官公庁工事が引き続き低迷したほか、設備投資の低迷から民間工事も低調に推移したため工事量は減少し、受注競争が一段と激化しました。

こうした厳しい競争環境の中、これまで以上にお客様本位を徹底するとともに、課題解決能力、競争力及び収益力の強化に努めてまいりました。

これらの結果、当期の連結売上高は前期比11.9%減少して779億47百万円、連結営業利益は前期比27.3%減少して9億11百万円、連結経常利益は前期比25.6%減少して10億75百万円となりました。連結当期純利益につきましては、坂出カントリークラブにおいて所有する固定資産の減損損失を特別損失に計上した一方、将来の業績見通し等を踏まえスケジューリング可能な繰延税金資産を計上したことなどから、前期比55.6%増加して9億51百万円となりました。

部門別の状況は、次のとおりであります。

(建設部門)

受注高は前期比9.8%減少して684億63百万円、そのうち建設事業受注高は前期比9.8%減の684億10百万円、不動産事業受注高は53百万円となりました。建設事業受注高のうち土木工事は前期比23.0%減の233億64百万円、建築工事は前期比1.1%減の450億46百万円であり、これらの発注者別内訳は官公庁24.2%、民間75.8%となりました。主な受注工事は次のとおりであります。

イオンリテール(株)	イオン伊丹西ショッピングセンター新築工事	(兵庫 県)
(株) P a l t a c	新RDC横浜流通加工工場新築工事	(神奈川 県)
クラレエンジニアリング(株)	歯科材料新製造所設置工事の内建築工事及び建築付帯設備工事	(新 潟 県)
大 阪 府	寝屋川北部地下河川 讚良立坑築造工事	(大 阪 府)
国 土 交 通 省	新木場地区下部その2工事	(東 京 都)

売上高は、前期比12.0%減少して775億14百万円、そのうち建設事業売上高は前期比13.5%減の761億74百万円、不動産事業売上高は13億40百万円となりました。建設事業売上高のうち土木工事は前期比38.4%減の281億11百万円、建築工事は前期比13.4%増の480億63百万円であり、これらの発注者別内訳は官公庁21.4%、民間78.6%となりました。主な完成工事は次のとおりであります。

三菱商事(株)	クラヤ三星堂八尾ALC新築工事	(大阪府)
伊藤忠商事(株)	さいたま市日進複合商業施設新築工事	(埼玉県)
東京製鐵(株)	田原工場 圧延機械基礎工事	(愛知県)
国土交通省	平成17年度 1号矢作橋下部工事	(愛知県)
東京都競馬(株)	小林牧場坂路新設その他工事	(千葉県)

この結果、次期への繰越高は前期比11.6%減少して691億31百万円、その全てが建設事業繰越高となりました。

当期における受注高、売上高、繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土 木	26,366	23,364	28,111	21,620
	建 築	50,528	45,046	48,063	47,511
	計	76,895	68,410	76,174	69,131
不 動 産 事 業		1,286	53	1,340	-
計		78,182	68,463	77,514	69,131

(その他部門)

景気の先行き不透明から個人消費が低迷したこと等から、ゴルフ場業界は昨年同様苦戦を強いられました。

香川県下でも価格競争は一層激化し、当部門も入場者が昨年を下回る結果となったほか、売上高も前期比6.8%減の4億32百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

- (3) 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

- (4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第70期 (平成18年度)	第71期 (平成19年度)	第72期 (平成20年度)	第73期(当期) (平成21年度)
受 注 高	97,415	85,230	75,878	68,463
売 上 高	125,073	105,511	88,518	77,947
経 常 利 益	1,459	1,432	1,445	1,075
当 期 純 利 益	1,105	△5,674	611	951
1株当たり当期純利益	35円93銭	△184円55銭	19円89銭	30円97銭
総 資 産	116,827	95,734	83,253	68,479
純 資 産	54,124	46,569	45,885	46,721
1株当たり純資産	1,759円71銭	1,514円64銭	1,492円77銭	1,520円18銭

- (注) 1. 第70期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
2. 第71期は特別転進支援措置の実施に伴い発生した割増退職金及び再就職支援費用を特別損失に計上したこと、繰延税金資産を全額取崩したこと等により当期純損失となりました。

- (5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、景気の先行き不透明感が依然として払拭できず、雇用環境や個人消費の低迷と相まって、当面厳しい局面が続くものと予想されます。

建設業界におきましては、「コンクリートから人へ」の政府大方針の下、平成22年度当初予算において公共事業関係費が18.3%削減されました。さらに景気の先行きが依然として不透明なことから、民間設備投資も低調に推移するものと見られております。したがって、公共建設需要が減少するとともに、民間建設需要も引き続き低迷が予想されるため、受注環境は一段と厳しさを増すものと懸念されます。

当社グループといたしましては、景気の低迷が長期化するなかにおいても、これまで築いてきた信用と健全な財務力等の優位性を活かし、民間建築事業を継続的に強化するとともに、土木事業では民間土木工事に注力するのはもちろんのこと、総合評価

方式での受注競争力を強化し、官公庁工事での安定的な受注を確保するべく、グループ一丸となって挑戦してまいります。

施工活動の面では、品質、コスト、工期、安全の全ての面でお客様に満足していただけるよう、技術力・技術提案力の一層の強化を図ることはもちろん、お客様の要求を正確に理解・共有するためのコミュニケーション能力を一層強化してまいります。

また、財務面におきましては、創業以来一貫して財務体質を強化してまいりましたが、今後とも一層の健全化に努めてまいります。

さらに、内部統制システムの継続的な整備、運用を行い、経営の信頼性の向上と一層の効率化を図ってまいります。そして、社会から高い信頼を寄せていただける企業となるべく、引き続き全社を挙げてコンプライアンス及びリスク管理の徹底に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社坂出カントリークラブ	50 百万円	100 %	ゴルフ場の運営

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社1社であり、当期の連結売上高は779億47百万円、連結当期純利益は9億51百万円であります。

(7) 主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業者（(特-19、21)第2646号）として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っており、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（(10)第2381号）として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

また、連結子会社において、ゴルフ場の運営を行っております。

(8) 主要な営業所の状況

① 当社の事業所

本店 岡山市北区内山下1丁目1番13号
東京本社 東京都千代田区永田町2丁目17番3号
支店 東北支店(仙台市) 東京支店(東京都千代田区)
横浜支店(横浜市) 名古屋支店(名古屋市)
大阪支店(大阪市) 岡山支店(岡山市)
広島支店(広島市) 四国支店(高松市)
九州支店(福岡市)

② 重要な子会社の事業所

株式会社坂出カントリークラブ
本店及びコース 香川県坂出市府中町4628-1

(9) 従業員の状況

	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
当社	813	△ 12
連結子会社	38	△ 13
合計	851	△ 25

- (注) 1. 上記のほか臨時従業員(年間平均)106名が就業しております。
2. 従業員数には外部機関等への出向者7名は含んでおりません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 124,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,704,400株
- (3) 株主数 1,261名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
有 限 会 社 百 栄	8,432 ^{千株}	27.44 %
財 団 法 人 大 本 育 英 会	5,094	16.57
有 限 会 社 大 本 興 産	2,140	6.97
大 本 榮 一	1,412	4.60
株 式 会 社 中 国 銀 行	1,324	4.31
大 本 百 稔	1,322	4.30
大 本 組 従 業 員 持 株 会	1,277	4.16
大 本 愛 子	501	1.63
ザバンクオブニューヨークトリーディングアクト 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	236	0.77
ジェイピーモルガンクリアリングコープセク 常任代理人 シティバンク銀行株式会社	227	0.74

- (注) 1. 当社は自己株式を969,952株保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記の大株主から除外しております。
2. 出資比率は、平成22年3月31日現在所有の自己株式を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成22年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長(兼) 社長 執行役員 社長	大 本 榮 一	株式会社坂出カントリークラブ代表取締役社長
代 表 取 締 役 執行役員 副社長	大 本 百 稔	社長補佐 有限会社百栄代表取締役社長 有限会社大百興産代表取締役社長
取 締 役 専務執行役員	佐々木 英 二	営業本部長
取 締 役 専務執行役員	大 本 万 平	建築本部長
取 締 役 常務執行役員	大 藤 強	管理本部長(兼) コンプライアンス担当
取 締 役 執行役員	辻 孝	土木本部長(兼) 営業本部不動産開発部長
取 締 役 執行役員	上 野 俊 治	管理本部経理部長
常 勤 監 査 役	凧 欽 也	
監 査 役	伊 賀 榮 昭	
監 査 役	安 藤 忠 夫	

- (注) 1. 監査役のうち伊賀榮昭氏及び安藤忠夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役凧欽也氏は、41年間当社で経理業務を担当しており、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役の地位の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
大 本 万 平	取 締 役 専務執行役員	取 締 役 常務執行役員	平成21年6月26日

(3) 当事業年度末日後の取締役の担当の異動

氏名	新	旧	異動年月日
大本万平	東京支店長	建築本部長	平成22年4月1日

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬額 (百万円)
取締役	8	99
監査役	3	19
(うち社外監査役)	(2)	(8)
計	11	118

(注) 上記の人数には、平成21年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況等

特記すべき事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・監査役伊賀榮昭氏は、当事業年度開催の取締役会9回の全て、監査役会9回の全てにそれぞれ出席し、主に金融機関に勤めた長年の経験からの発言を行っております。
- ・監査役安藤忠夫氏は、当事業年度開催の取締役会9回の全て、監査役会9回の全てにそれぞれ出席し、豊富な経験や高い見識に基づいた客観的かつ広範な視野から、主にコンプライアンス及び危機管理に関する意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は平成18年6月29日開催の第69回定時株主総会で定款を変更し、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失が無かったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額 (百万円)
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	34
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の総額	34

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

不再任の決定については、監査役会と取締役会が会計監査人の継続監査年数等を勘案して協議を行い、決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役、執行役員及び従業員の職務の執行に関して、法令及び定款に違反する重大な事実の発生を防止するため、コンプライアンスに係る規程及びマニュアルの制定、委員会の設置、教育等を行うほか、内部通報制度を整備する。また、内部監査室の監査を中心とした内部統制システムを構築し、内部監査室は監査の方針、計画について監査役会と事前に協議を行い、監査の結果を定期的に取り締役に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役、執行役員及び従業員の職務の執行に係る情報の記録方法、保存期間及び管理方法等に係る規程を整備し、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう重要書類等を保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、経営に影響を及ぼす部門横断的なリスクを認識し、評価し、適切に対応するため、リスク管理に係る規程及びマニュアルの制定、委員会の設置、教育等を行う。また、本部組織単位の業務に付随するリスク管理は規程に基づいて当該部門を統括する執行役員に責任及び権限を付与する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、経営の意思決定機能の迅速化及び監督機能の強化、並びに業務執行機能の強化及び業務執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を採用する。そのもとで適正な業務組織の編成、執行役員及び従業員の業務の分担の決定を行うほか、業務の執行の権限に関する規程を整備して、業務及びその権限と責任の範囲を明確化する。また、内部監査室の監査を中心とした内部統制システムを構築し、執行役員及び従業員の業務の執行及び業務プロセス等の適切性並びに効率性を監査し、監査の結果を定期的に取り締役に報告する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、管理本部を所管する執行役員に、グループ各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの責任及び権限を付与する。当該執行役員は、グループ各社を管理し、その結果を定期的に取り締役に報告する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役の職務を補助する監査役会事務局を設置する。監査役会事務局員は、内部監査室及び管理本部等に所属する従業員のうちから任命する。また、監査役会事

務局員の取締役からの独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動及び評価等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得る。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、他の取締役の職務の執行を監視するとともに、取締役、執行役員及び従業員の職務の執行に関して、法令及び定款に違反する重大な事実またはその発生の可能性を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。また当社は、執行役員及び内部監査室から監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について、定期的に監査役会に報告する体制を整備する。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を図る体制を整備及び運用する。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、いかなる場合でも経済的利益を供与しないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、これに基づき企業行動指針の制定、マニュアルの作成、委員会の設置等を行う。また、警察、顧問弁護士等の外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図る。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	56,884	流動負債	14,798
現金預金	21,411	支払手形・工事未払金等	10,523
受取手形・完成工事未収入金等	25,497	未払金	400
有価証券	2,500	未払法人税等	100
未成工事支出金	4,363	未成工事受入金	2,745
材料貯蔵品	135	完成工事補償引当金	147
繰延税金資産	363	賞与引当金	489
未収入金	1,284	工事損失引当金	127
その他	1,336	その他	262
貸倒引当金	△ 8	固定負債	6,958
固定資産	11,594	退職給付引当金	3,161
有形固定資産	4,765	役員退職慰勞引当金	753
建物・構築物	1,731	繰延税金負債	762
機械、運搬具及び工具器具備品	248	その他	2,280
土地	2,694	負債合計	21,757
その他	90	純資産の部	
無形固定資産	252	株主資本	45,576
投資その他の資産	6,576	資本金	5,296
投資有価証券	5,419	資本剰余金	4,314
長期貸付金	22	利益剰余金	36,447
その他	1,394	自己株式	△ 481
貸倒引当金	△ 259	評価・換算差額等	1,145
		その他有価証券評価差額金	1,145
		純資産合計	46,721
資産合計	68,479	負債・純資産合計	68,479

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
高 高	76,607	
上 上	1,340	77,947
事 業 原 価	71,211	
工 事 原 価	1,249	72,460
成 産 業 利 益	5,396	
不 動 産 事 業 総 利 益	90	5,486
完 成 工 事 総 利 益		4,574
上 成 産 業 一 般 管 理 費		911
販 売 費 及 び 業 外 収 入		
營 業 受 取 利 息	68	
受 取 取 配 当 金	78	
受 取 取 配 当 金	138	
そ の 他	5	290
支 払 利 息	17	
支 払 取 入 原 価	71	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数	24	
支 払 保 証 料	12	
そ の 他	1	126
特 別 常 利 益		1,075
固 定 資 産 売 却 益	10	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	30	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	34	
そ の 他	128	
特 別 損 失	15	219
固 定 資 産 売 却 損	6	
減 価 損 失	457	
固 定 資 産 除 却 損	7	
ゴ ー ル フ 会 員 権 売 却 損	1	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	55	
そ の 他	36	564
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		729
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	97	
過 年 度 法 人 税 等	43	
当 期 純 利 益	△ 363	△ 222
		951

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
平成21年3月31日残高	5,296	4,314	35,849	△ 480	44,979	905	45,885
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△ 353		△ 353		△ 353
当期純利益			951		951		951
自己株式の取得				△ 1	△ 1		△ 1
自己株式の処分			△ 0	0	0		0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						239	239
連結会計年度中の変動額合計	-	-	598	△ 1	597	239	836
平成22年3月31日残高	5,296	4,314	36,447	△ 481	45,576	1,145	46,721

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数…………… 1 社

連結子会社の名称……………(株)坂出カントリークラブ

② 非連結子会社の数…………… 3 社

主要な非連結子会社の名称……………(株)寿光苑

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

② 持分法非適用の関連会社数…………… 1 社

持分法非適用の関連会社の名称……………クイント企画(株)

持分法を適用していない理由

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結計算書類作成会社と同じであります。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

不動産事業支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

材料貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、連結子会社（(株)坂出カントリークラブ）が所有しているゴルフ場設備及び、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法）によっております。

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ③ 引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 完成工事補償引当金
 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績率を基礎として計上しております。
- ハ. 賞与引当金
 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ニ. 工事損失引当金
 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ホ. 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。過去勤務債務については、その発生時に一時に費用処理しております。
 （会計方針の変更）
 当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準委員会 平成20年7月31日 企業会計基準第19号）を適用しております。
 この変更が損益に与える影響はありません。
- ヘ. 役員退職慰労引当金
 役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、連結子会社については、役員退職慰労引当金を計上しておりません。
- ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- イ. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- ・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - ・その他の工事
 工事完成基準

(会計方針の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工期1年超かつ請負金額300百万円以上の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これにより、当連結会計年度の売上高は7,002百万円増加し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ646百万円増加しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価は全面時価評価法によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

取引先の金融機関からの借入に対し、現金預金(定期預金)8百万円を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,260百万円

(3) 圧縮記帳額

固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、土地23百万円であります。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 31,704,400株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	353	11.5	平成21年3月31日	平成21年6月29日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成22年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案
しております。

・配当金の総額 353百万円

・1株当たり配当額 11.5円

・基準日 平成22年3月31日

・効力発生日 平成22年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については取引金融機関12社と貸出コミットメント契約を締結しております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金預金	21,411	21,411	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	25,497	25,457	△40
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	300	298	△1
その他有価証券	4,340	4,340	-
(4) 支払手形・工事未払金等	(10,523)	(10,523)	-

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額779百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、岡山県その他の地域において、賃貸用等の土地及び建物を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時	価
1,350		3,766

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,520円18銭
1株当たり当期純利益金額	30円97銭

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	56,851	流動負債	14,760
現金預金	21,405	支払手形	2,292
受取手形	2,500	工事未払金	8,231
完成工事未収入金	22,988	未払金	368
有価証券	2,500	未払法人税等	99
信託受益権	1,128	未払費用	209
完成工事支出金	4,363	未成工事受入金	2,745
材料貯蔵品	131	預り金	44
短期貸付金	15	前受取当金	7
前払費用	0	完成工事補償引当金	147
繰延税金資産	363	賞与引当金	486
従業員に対する短期借入金	9	工事損失引当金	127
未収の引当金	1,285	固定負債	6,718
倒引当金	183	退職給付引当金	3,130
固定資産	11,374	役員退職慰労引当金	753
有形固定資産	4,501	長期預り保証金	236
建物	1,562	関係会社事業損失引当金	1,835
構築物	67	繰延税金負債	762
機械及び装置	62		
船舶	36	負債合計	21,479
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	144	純資産の部	
土地	2,627	株主資本	45,601
無形固定資産	252	資本金	5,296
ソフトウェア	196	資本剰余金	4,314
電話加入権	49	資本準備金	4,314
その他の資産	5	利益剰余金	36,472
投資有価証券	6,620	利益準備金	735
関係会社株式	5,358	その他利益剰余金	35,737
従業員に対する長期貸付金	61	別途積立金	34,350
関係会社長期貸付金	22	繰越利益剰余金	1,387
破産更生債権等	3,377	自己株式	△ 481
長期前払費用	259	評価・換算差額等	1,145
その他の引当金	0	その他有価証券評価差額金	1,145
倒引当金	1,178		
	△ 3,637	純資産合計	46,746
資産合計	68,226	負債・純資産合計	68,226

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高	76,174	
売上原価	1,340	77,514
売上総利益	70,789	
売上原価	1,249	72,039
営業利益	5,384	
営業外利益	90	5,475
配当金	78	4,533
当座貸当	138	941
費用	4	
利息料他	68	
利息	78	
手数料	138	
利息料他	4	289
利息	17	
手数料	71	
利息料他	24	
利息	12	
利息料他	1	126
利益	1	1,105
益却	3	
益却	30	
益却	34	
益却	128	
益却	15	212
損却	6	
損却	7	
損却	1	
損却	55	
損却	269	
損却	181	
損却	36	556
利益	36	761
利益	97	
利益	43	
利益	△ 363	
利益	△ 222	983

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成21年3月31日残高	5,296	4,314	-	4,314	735	34,100	1,008	35,843	△ 480	44,973
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						250	△ 250	-		-
剰余金の配当							△ 353	△ 353		△ 353
当期純利益							983	983		983
自己株式の取得									△ 1	△ 1
自己株式の処分							△ 0	△ 0	0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	250	379	629	△ 1	628
平成22年3月31日残高	5,296	4,314	-	4,314	735	34,350	1,387	36,472	△ 481	45,601

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成21年3月31日残高	905	45,879
事業年度中の変動額		
別途積立金の積立		-
剰余金の配当		△ 353
当期純利益		983
自己株式の取得		△ 1
自己株式の処分		0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	239	239
事業年度中の変動額合計	239	867
平成22年3月31日残高	1,145	46,746

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 未成工事支出金……………個別法による原価法
不動産事業支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
材料貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法）によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績率を基礎として計上しております。

③ 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務債務については、その発生時に一時に費用処理しております。
(会計方針の変更)

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準委員会 平成20年7月31日 企業会計基準第19号）を適用しております。

この変更が損益に与える影響はありません。

- ⑥ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑦ 関係会社事業損失引当金 債務超過の解消に長期間を要すると判断される関係会社の損失に備えるため、当該関係会社の債務超過相当額（当社からの貸付金相当額を除く）を計上しております。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ② その他の工事
工事完成基準
(会計方針の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工期1年超かつ請負金額300百万円以上の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当事業年度より適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これにより、当事業年度の売上高は7,002百万円増加し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ646百万円増加しております。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
取引先の金融機関からの借入に対し、現金預金（定期預金）8百万円を担保に供しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,161百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	15百万円
短期金銭債務	3百万円

(4) 圧縮記帳額

固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、土地23百万円であります。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高 176百万円

営業取引以外の取引による取引高 47百万円

(2) 貸倒引当金繰入額（特別損失）181百万円は、子会社貸付の実行によるものであります。なお、当該子会社の債務超過相当額（当社からの貸付金相当額を除く）については関係会社事業損失引当金を計上しており、当事業年度に269百万円を繰入しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 969,952株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	百万円
貸倒引当金	1,409
税務上の繰越欠損金	1,275
退職給付引当金	1,265
関係会社事業損失引当金	742
減損損失計上額	504
役員退職慰労引当金	304
賞与引当金	218
たな卸資産	147
投資有価証券	113
その他	<u>249</u>
繰延税金資産小計	6,230
評価性引当額	<u>△5,866</u>
繰延税金資産合計	<u>363</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>762</u>
繰延税金負債合計	<u>762</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社である(株)坂出カントリークラブに対して、預託金返還資金の無利息での貸付及び役員の兼任を行っております。当事業年度中に発生した貸付は181百万円であり、当事業年度末の残高は3,392百万円であります。当社ではその債権に対して全額貸倒引当金を計上しており、当事業年度の繰入額は181百万円、残高は3,392百万円であります。また、債務超過相当額（当社からの貸付金相当額を除く）について関係会社事業損失引当金を計上しており、当事業年度の繰入額は269百万円、残高は1,835百万円であります。なお、当該子会社の議決権は当社が直接100%所有しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,520円99銭
1株当たり当期純利益金額	31円99銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月12日

株式会社 大 本 組

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 訓 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 昇 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋之 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大本組の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大本組及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月12日

株式会社 大 本 組
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 訓 ㊟
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 昇 ㊟
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋之 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大本組の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥は認識していない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月17日

株式会社大本組 監査役会

常勤監査役 風 欽 也 ㊟

監査役 伊賀 榮 昭 ㊟

監査役 安藤 忠 夫 ㊟

(注) 監査役伊賀榮昭及び監査役安藤忠夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は業績動向を考慮しつつ、株主の皆様へ安定した配当を継続することを基本方針とするとともに、企業体質の強化を図るために内部留保に努めることとしております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針に鑑み、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金11円50銭 総額353,446,152円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成22年6月30日

2. その他剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、長期安定的な経営基盤の確立に向けて、財務体質の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目及びその金額
別途積立金 650,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその金額
繰越利益剰余金 650,000,000円

第2号議案

取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化をはかるため、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、このたび選任をお願いする取締役の任期は、当社定款の規定により、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
窪田 恒 幸 (昭和26年1月2日生)	昭和44年4月 当社入社 平成19年1月 当社東京支店建築部部长 平成20年5月 当社建築本部建築部長 平成22年4月 当社執行役員建築本部長 現在に至る	11,000株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

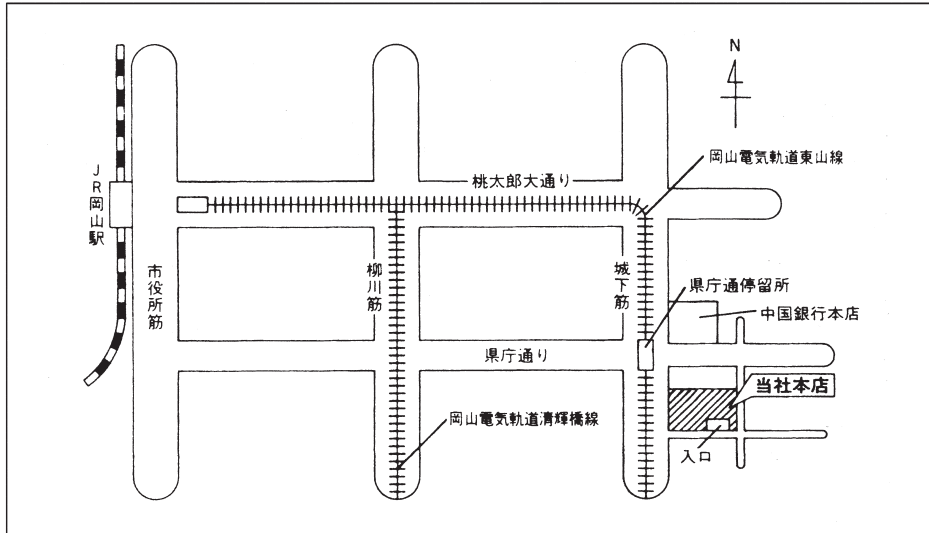
補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
光岡敬一 (昭和22年3月14日生)	昭和40年4月 広島国税局採用 平成13年7月 広島国税局調査査察部調査管理課長 平成16年7月 広島東税務署長 平成17年8月 光岡税理士事務所開設 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 光岡敬一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 光岡敬一氏につきましては、税務の専門家としての豊富な経験と高い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役として当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、業務執行者として会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
4. 当社は、現行定款において、社外監査役との間に会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより、補欠の社外監査役候補者が社外監査役に就任した場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- 当該責任限定契約の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

株主総会会場ご案内図



会 場 岡山市北区内山下1丁目1番13号
当社本店 6階大会議室
TEL. (086) 225-5131

交 通 岡山電気軌道(路面電車) 東山線
県庁通停留所下車徒歩約2分

